

地域農業と農家経営を守るために緊急輸入制限
(セーフガード)の発動を求める意見書

野菜をはじめとする外国の農畜産物の輸入が激増し、地域農業に重大な影響を与えている。市場価格が冷やされ、野菜価格などは長期にわたって低迷し、生産農家は運賃や箱代にもならないと悲鳴を上げています。

1992年から1999年の7年間に、玉ねぎ6倍、ブロッコリ4倍、牛肉17倍、里芋3倍、椎茸6倍、ニンジン・カブ17倍など生鮮野菜の輸入が激増し、これに加えて乾燥、塩蔵、加工品を含めると膨大な輸入量になる。

WTO協定では、「セーフガードに関する協定」で農林水産物から工業製品まで、あらゆる品目を対象とし、特定産品の輸入急増によって国内産業が重大な被害を受け、また、受ける恐れがあることが政府の調査によって明らかになったときに、緊急輸入制限(セーフガード)を発動できることになっており、その発動内容は、輸入数量制限もでき、4年間継続できるもので、国内産業を守る有力な手段になります。

よって、政府におかれては、輸入急増によって深刻な影響を受けている農業と農家の生活を救済するために、WTO協定にもとづく緊急輸入制限(セーフガード)の発動を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

1. 激増する輸入農産物を抑えるため、セーフガードの発動に向けて調査を開始した3品目について、ただちにセーフガードを発動すること。
2. これ以外の農林水産物についてもセーフガードの対象品目を拡大すること。

2001年3月26日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

財 務 大 臣